

# 教員の資質能力向上プラン

～これからの時代に対応した新しい人材育成策について～

(第2回検討会議 資料)

平成30年8月29日  
京都府教育委員会

# 教員の資質能力向上プラン

—これからの時代に対応した新しい人材育成策について—

## 1 趣旨

社会の急激な変化を見据え、様々な教育改革が推し進められる一方、教育課題が複雑化・多様化する中で、働き方改革の観点も踏まえながら、新学習指導要領の趣旨を実現し、これからの時代の教育に適切に対応していくことができるよう、効果的・効率的に教員の資質能力の向上を図るための方策について検討を行う。

## 2 背景・課題

- (1) 社会的背景**  
少子高齢化・グローバル化の急速な進展、人工知能の発達に伴う予測不能な社会の急激な変化
- (2) 様々な教育改革への対応**  
新学習指導要領（授業改善、カリキュラム・マネジメント、道徳教育、外国語（英語）教育改革等）、高大接続改革 等
- (3) 複雑化・多様化する教育課題への対応**  
いじめ、不登校、問題行動、子どもの貧困、特別支援教育 等
- (4) 学校組織体制上の課題**  
大量退職・大量採用に伴う年齢構成や経験年数の不均衡から生じる弊害
- (5) 教員の多忙化**  
研修への参加意欲は高いが、業務多忙や費用、支援が不足
- (6) 人材育成のための指標等の策定**  
本府教員の人材育成や資質能力の向上を図るための基本的な枠組みとして「求められる京都府の教員像」及び「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」を新たに策定（平成30年3月）

## 3 検討テーマ

**指標を踏まえた、人材の育成や資質能力の向上を効果的・効率的に図るための方策や仕組みについて**

## 4 論点

### 論点① 研修形態や手法、支援策等について

より効果的・効率的に人材育成を図るために有効な研修の形態や手法、支援策やツールの開発・活用等

#### 【検討の観点・視点】

- 1 年齢構成上の課題から生じる組織運営上の課題への対応  
(若手教員の育成支援、30歳代教員の資質向上、高齢層教員のモチベーションの維持と活用)
- 2 少子化に伴う学校の小規模化への対応(校内研修への支援等)  
京都府の地理的特性の克服(南北に長い、北部地域の少子化・過疎化)  
校内研修やOJTへの支援  
人材育成を牽引するリーダーやメンターの育成
- 3 子育て支援や女性教員のキャリア形成への支援(産休育休取得者の増加)
- 4 働き方改革及び負担軽減のための効率化(例:WebなどICTの活用等)
- 5 外部との連携(大学や民間企業等)
- 6 講師の資質向上

### 論点② 研修内容の精選・充実について

様々な教育改革や教育課題に適切に対応できる資質能力を高めるために、今後、重点的に取り組むべき研修内容や分野について整理・充実。

#### 【参考】

授業改善、外国語(英語)教育、道徳教育、特別支援教育、ICT活用、高大接続改革への対応、就学前段階(幼稚園・保育所・認定こども園)との連携 等

### 論点③ 教員一人一人の働き方に関する研修の実施について

- 1 管理職を対象とした働き方を意識したマネジメント能力の育成
- 2 初任者から熟練期までの各段階に応じた勤務時間を意識した働き方や効率的な業務の遂行、セルフマネジメントを浸透させるための研修の実施

## 《 論点① 研修形態や手法、支援策等について 》

### 第1回検討会議（8/2）の意見まとめ

#### ① 環境や条件整備

- 教員を優秀な人材になりたい職として位置付けていくことが大切で、そのためには条件整備や待遇改善が必要不可欠である。
- 教員は子ども的人格や人生に影響を与える職であり、ゆとりを持って生産性を上げるための取組をする必要がある。そのためには、まず、環境や条件面での整備が必要と考える。
- 研修を受講することで確認した啓発点について、本人が現場に戻って資質能力向上のテーマとして取り組む際に、先輩や管理職がどう支援していくのかが重要である。
- 授業力向上のためには、教材研究が大切であり、研修機関が実施する研修も教材研究にシフトしていくのが良い。
- 求められる京都府の教員像の「つながる力」、「展望する力」に関わって、個人の中にあるノウハウをオープンにできるような環境を作る必要がある。

#### ② 校内研修やOJTへの支援

- 新入社員に対して、年齢の近い者を指導役に就けて指導させている。これは、指導役を担う先輩社員の育成にもつながる。
- 教員は職人と似たところがあり、カンやコツを教えながらOJTで人材育成を図ることが必要ではないか。
- 標準化するのではなく、より質の高いものを目指し、教員のやりがいやロマンを感じさせることが大切である。
- 違う部署を回しながら多様な経験を積ませることが大切である。
- 教員の資質能力の向上には、1か所に集合するスクール形式の研修よりは校内研修やOJTなど現場で学ぶ場をサポートしていくべきである。
- 出前講座は今日的課題に学校単位で取り組める有効な制度であり、充実が求められる。
- 教員が一番成長を実感するのは、課題を解決し、困難を乗り越えたときであり、何かをやりきらせる観点からOJTに取り組むことが大切である。

#### ③ 子育てや女性教員のキャリア形成への支援

- 子育て支援や女性への支援が必要である。

#### ④ 組織運営上の課題への対応

#### ⑤ 少子化に伴う学校の小規模化や京都府の地理的特性への対応

- 管理職と教員のような「垂直の関係」に加えて、年齢の近い先輩教員との「斜めの関係」がうまく機能すると良い。
- 校種により年齢構成の違いがあるので、そのことに配慮した取組が必要である。
- 学校の規模や年齢構成は学校や地域によって異なるので、教員が一つの学校ではなく、近隣校や地域単位など学校を超えてつながり、横の連携を図りながら学び合うことができるコミュニティを作っていくと良い。  
その際、自主的サークルのようなゆるい形態のつながりが好ましく、メンターとなれる教員が加わって、メンターチームとして、授業力向上に向けた授業研究を中心に取り組むのが良い。
- 桃太郎に家来を付けるイメージで、ベテラン社員に若手社員を数名付けて、技能を指導する体制を取っている。
- エリアマネージャー的な人物を配置し、要求に応じて地域を回って悩みの相談を受けたりレクチャーしたりする制度があれば良い。
- Skype等のICT機器を使って、場所や時間を問わずに、同じ質の情報交換や議論を行っている。

#### ⑥ 働き方改革や負担軽減

- 教育については、企業における「生産性」と相性が悪いと思われがちだが、業務を分解して、効率化や標準化ができるものはやるべきである。
- 早く帰れない人にも色々なタイプがあり、管理職がタイプに応じてアドバイスをしていく等、各年代の教員に対する意識改革が必要である。

#### ⑦ 今日的教育課題への対応

- 各機関が実施する研修の精選と、校種間連携等も踏まえた新たな視点での研修の実施が必要である。

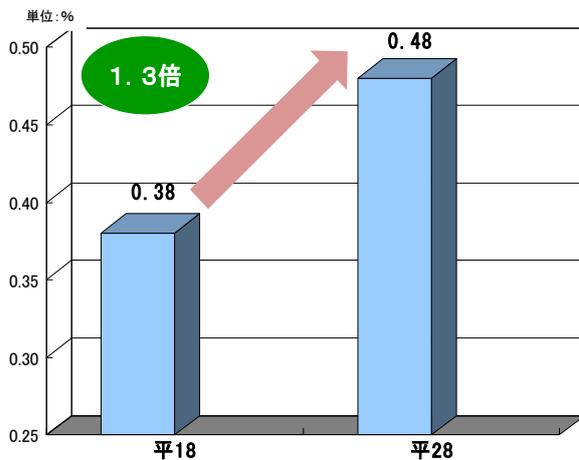
## 《 論点② 研修内容の精選・充実について 》

### 様々な教育改革や教育課題について

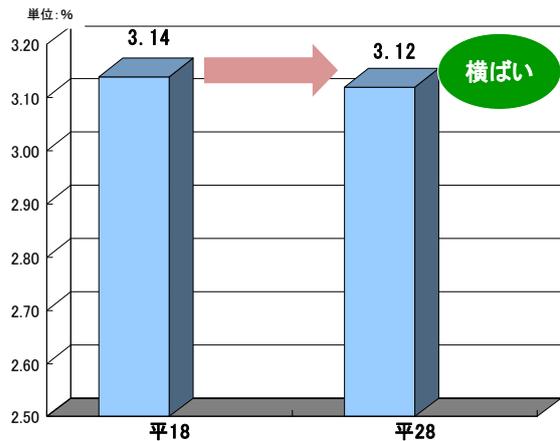
#### 1 京都府の不登校児童生徒の出現率

小学校は増加しているが、中学校は横ばいで推移している。

(小学校)



(中学校)

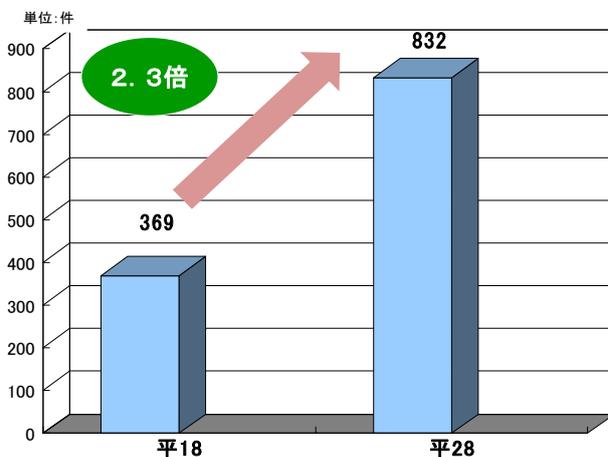


出典：府教育委員会「京都府（公立）の児童生徒の問題行動・不登校等の状況」

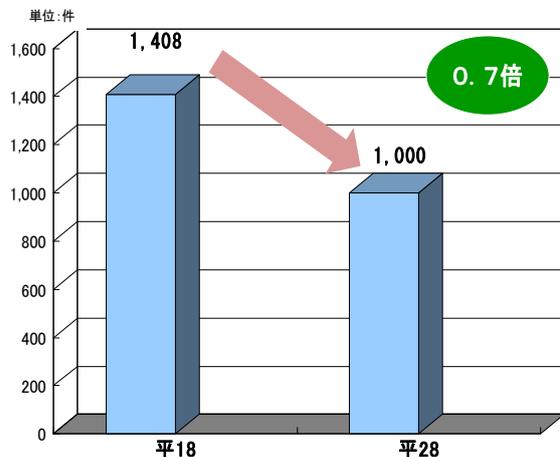
#### 2 京都府の暴力行為発生件数の推移

小学校は増加傾向だが、中学校は減少傾向にある。

(小学校)



(中学校)



出典：府教育委員会「京都府（公立）の児童生徒の問題行動・不登校等の状況」

### 3 いじめの認知件数の推移

平成24年度から各校種とも認知件数は大幅に急増している。

京都府：公立（京都市含む）

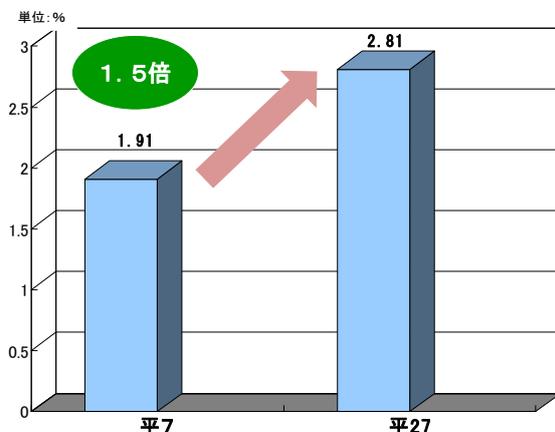
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
小学校	409	389	289	223	220	224	6284	22785	19,669	21,412	22,242
中学校	314	295	200	166	105	116	2617	4133	3,237	2,924	3,323
高等学校	60	60	50	47	33	30	479	995	856	779	660
特別支援学校	20	8	38	6	7	5	15	100	72	121	145
計	803	752	577	442	365	375	9395	28013	23,834	25,236	26,370

出典：府教育委員会「京都府（公立）の児童生徒の問題行動・不登校等の状況」

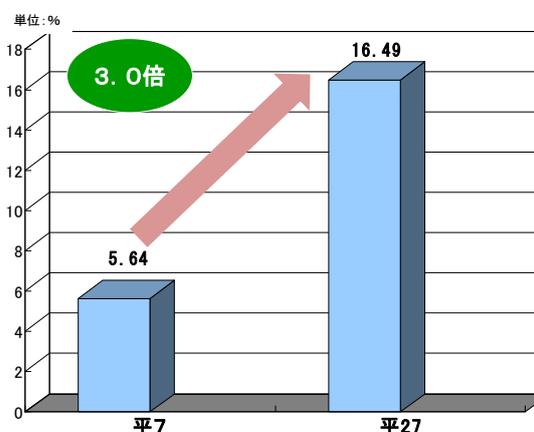
### 4 京都府の就学援助率

就学援助率は高くなっており、特に準要保護家庭の児童生徒の割合が高くなっている。

（要保護）



（準要保護）



出典：文部科学省「就学援助実施状況等調査」

## 5 京都府の全国学力・学習状況調査における平均正答率(平28)

府全体と比べて要保護、準要保護家庭の児童生徒の平均正答率が低い。

### ○ 平成28年度「全国学力・学習状況調査」における平均正答率

小学校6年生	国語A	国語B	算数A	算数B
府全体	74.0	59.0	80.0	48.5
要保護家庭	57.3	42.0	65.0	35.4
準要保護家庭	67.3	51.0	72.5	43.1
ひとり親家庭	67.3	51.0	72.5	43.1

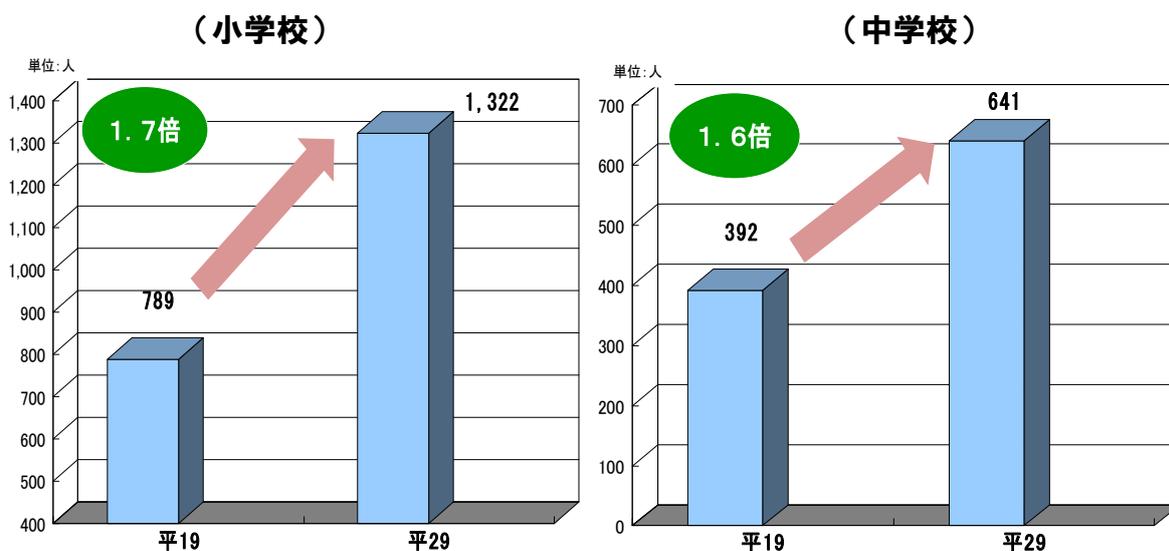
中学校3年生	国語A	国語B	数学A	数学B
府全体	75.8	66.7	63.3	45.3
要保護家庭	57.9	43.3	39.6	27.5
準要保護家庭	70.0	58.6	51.9	34.7
ひとり親家庭	70.5	58.9	52.7	36.4

出典：府教育委員会「平成29年度子どもの貧困の実態に関する調査」



## 6 府内公立学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数(10年間)

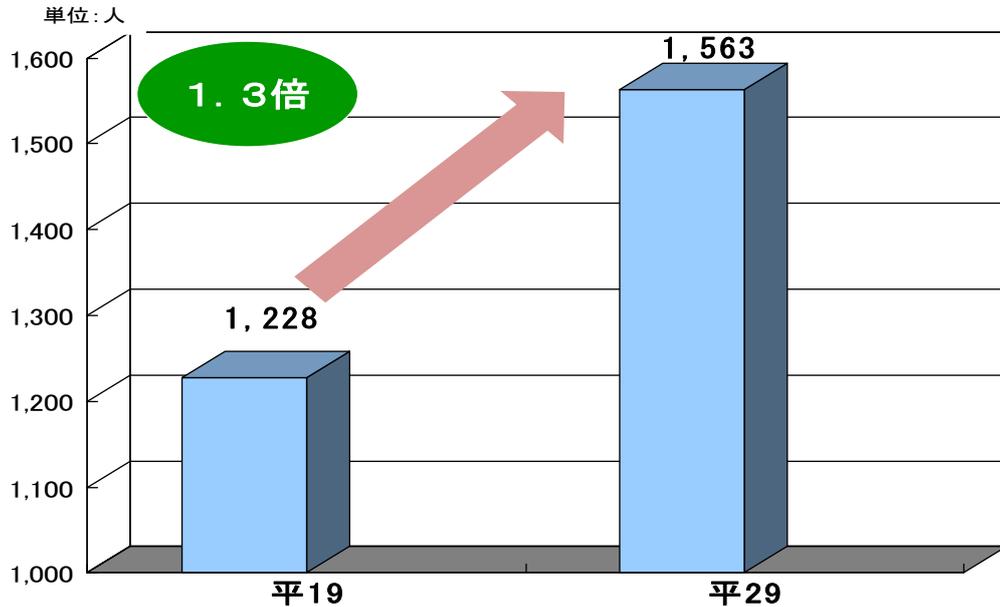
小学校、中学校とも同じような伸びを示している。



※府内公立学校は、京都市を除く

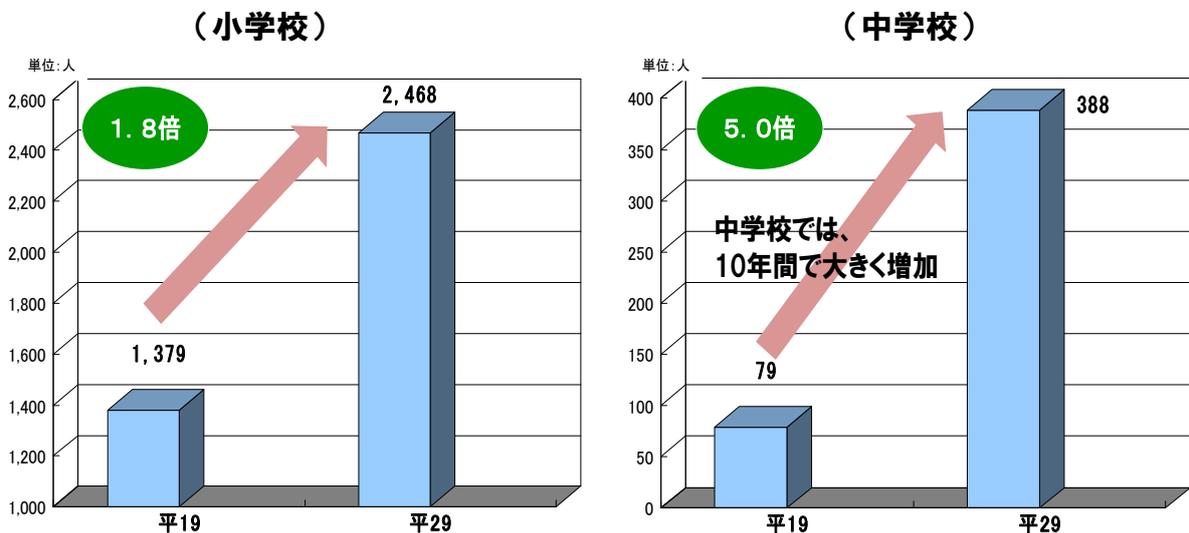
## 7 府立特別支援学校に在籍する児童生徒数(10年間)

府立特別支援学校における生徒数も増加している。



## 8 府内公立学校で通級指導を受けている児童生徒数(10年間)

国と同じ傾向であり、中学校での増加が大きい。



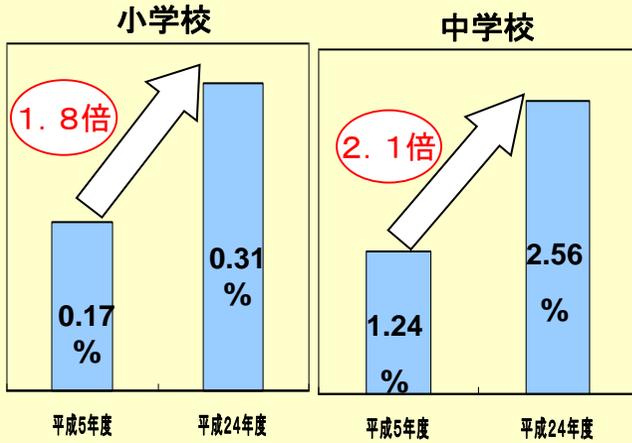
※府内公立学校は、京都市を除く

## 9 全国の子どもをめぐる現状と国の動き

不登校、暴力行為、要保護及び準要保護、ICT整備、幼児教育 等

# 子どもをめぐる現状と課題

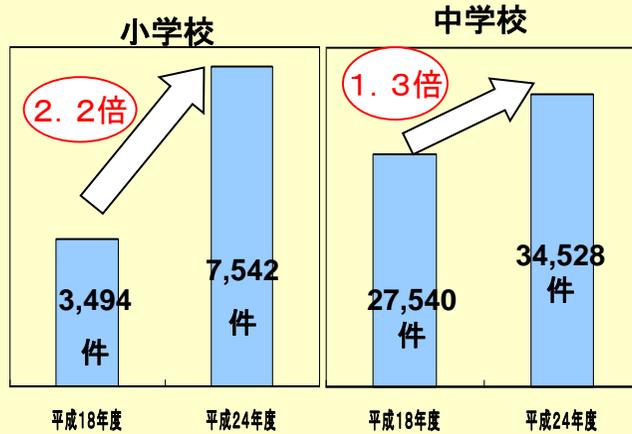
## 不登校児童生徒の割合



(注) 国・公・私立学校のデータ

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

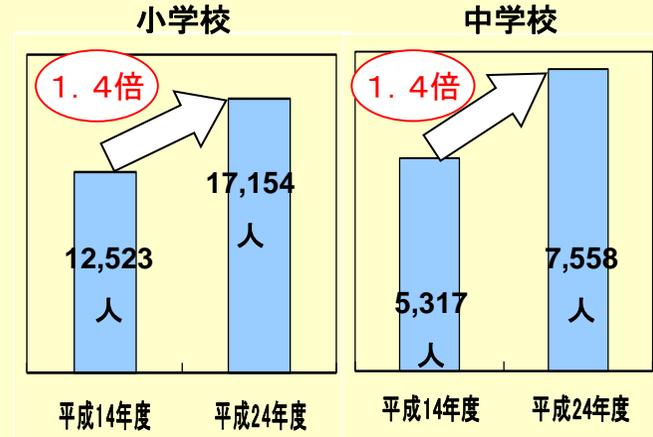
## 学校内での暴力行為の件数



(注) 国・公・私立学校のデータ

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

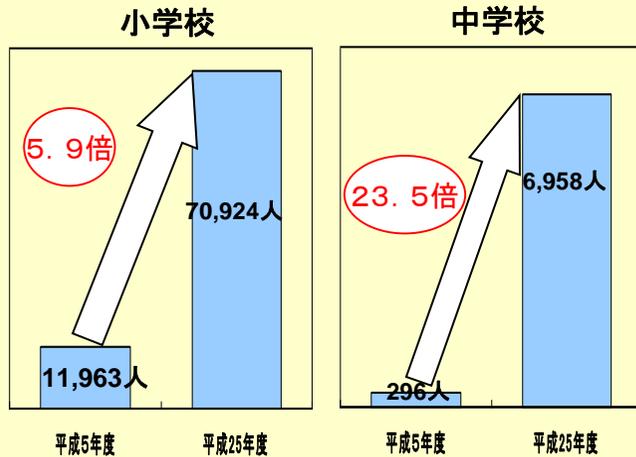
## 日本語指導が必要な外国人児童生徒数



(注) 公立学校のデータ

(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

## 通級による指導を受けている児童生徒数

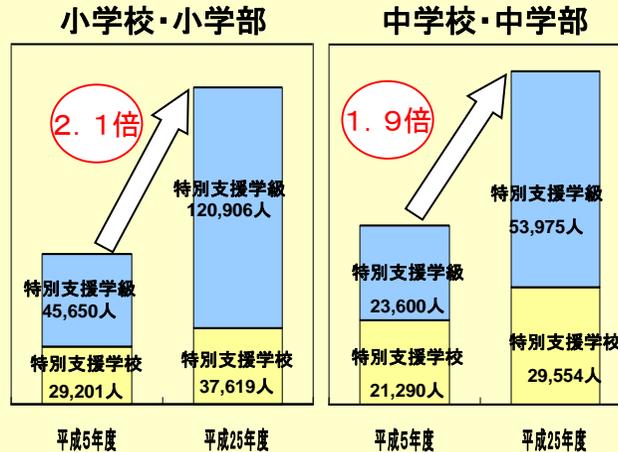


(注) 通常の学級に在籍しながら週に1～8単位時間程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場で行う教育形態。

・平成18年度から通級による指導の対象にLD及びADHDを加えた。  
 ・小・中学校における通常の学級に在籍する発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒の割合は、6.5%程度と推計されている。(平成24年文部科学省調査、なお、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。)

(出典) 文部科学省「通級による指導実施状況調査」

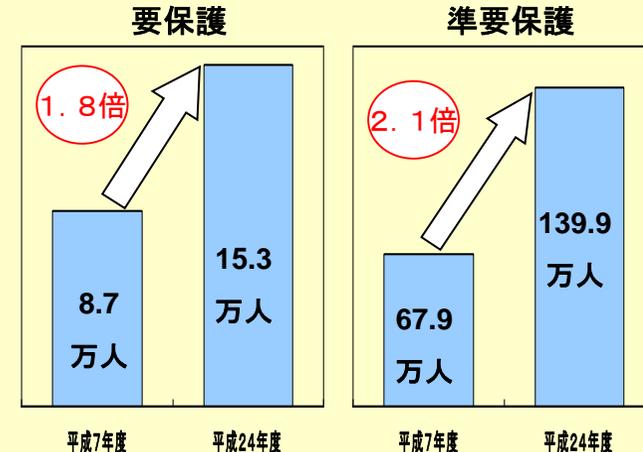
## 特別支援学級・特別支援学校(注)に在籍する児童生徒数(国・公・私立計)



(注) 平成5年度の特別支援学校は、盲・聾・養護学校に在籍する児童生徒数を合計した数字

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

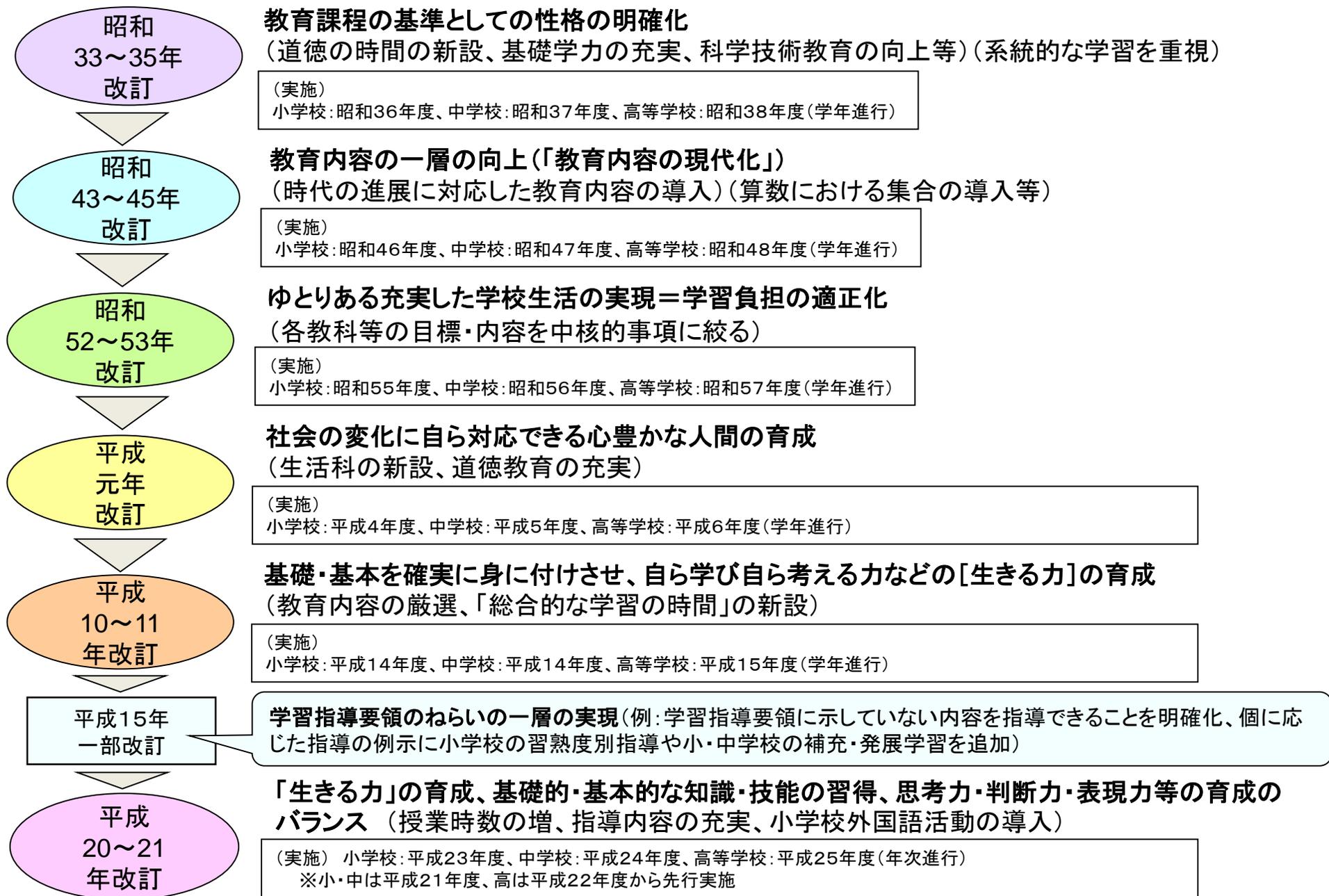
## 要保護及び準要保護(注)の児童生徒数



(注) 要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者をいい、準要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者に準ずる程度に困窮している者をいう。

(出典) 文部科学省調べ

# 学習指導要領の変遷



# 学習指導要領改訂の方向性

## 新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする  
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる  
思考力・判断力・表現力等の育成

### 何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、  
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

**「社会に開かれた教育課程」**の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

### 何を学ぶか

#### 新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

**学習内容の削減は行わない**※

### どのように学ぶか

#### 主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

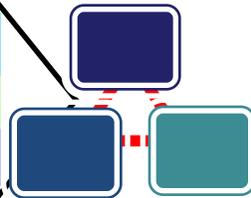
生きて働く知識・技能の習得  
など、新しい時代に求められる  
資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い  
理解を図るための学習過程  
の質的改善

主体的な学び

対話的な学び

深い学び



※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

# 学校におけるICT環境整備について

## 教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

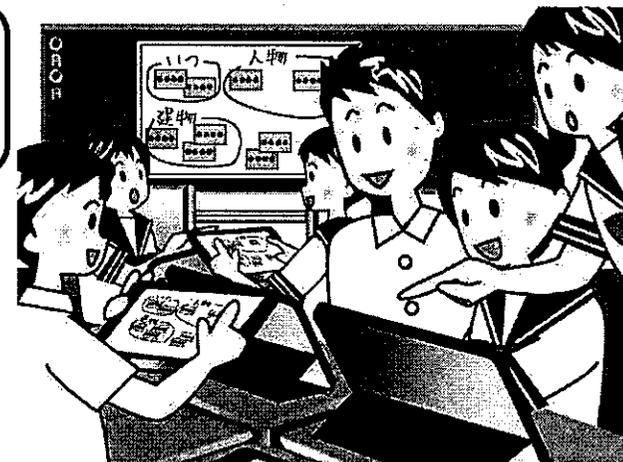
新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。また、このために必要な経費については、**2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じる**こととされています。

### 2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針で目標とされている水準

- 学習者用コンピュータ 3クラスに1クラス分程度整備
  - 指導者用コンピュータ 授業を担当する教師1人1台
  - 大型提示装置・実物投影機 100%整備  
各普通教室1台、特別教室用として6台  
(実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)
  - 超高速インターネット及び無線LAN 100%整備
  - 統合型校務支援システム 100%整備
  - ICT支援員 4校に1人配置
  - 上記のほか、学習用ツール<sup>(※)</sup>、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備
- (※) ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通に必要なソフトウェア

・1日1コマ分程度、  
児童生徒が1人1台  
環境で学習できる環  
境の実現



# 第3期教育振興基本計画【抜粋】

平成30年6月15日閣議決定

## 目標（17）ICT利活用のための基盤の整備

初等中等教育段階について、①情報活用能力（必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（ICTの基本的な操作スキルを含む）や、情報の科学的理解、情報社会に参画する態度）の育成、②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導におけるICT活用の促進、③校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上、④それらを実現するための基盤となる学校のICT環境整備の促進に取り組む。また、私立学校についても、国公立学校の状況を勘案しつつ、ICT環境整備を推進する。

### （測定指標）

- ・教師のICT活用指導力の改善
- ・学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備
- ・普通教室における無線LANの100%整備
- ・超高速インターネットの100%整備

### （参考指標）

- ・児童生徒の情報活用能力
- ・校務のICT化による教職員の業務負担軽減の効果

## ○ 情報活用能力の育成

- ・新学習指導要領において、情報活用能力（情報モラルを含む。）が学習の基盤となる資質・能力として位置付けられたことを踏まえ、その育成に係る優れたカリキュラム・マネジメント事例を創出し、普及を図る。また、情報モラルの育成を推進するため、指導資料や啓発資料の作成・配布等を行うとともに、官民が連携してプログラミング教育の推進に向けた指導事例の創出・普及等、教師の指導力向上を図る取組を行う。さらに、放課後にプログラミング等のICTに関する継続的・発展的な学習機会の提供の促進を図る。

## ○ 各教科等の指導におけるICT活用の促進

- ・教師のICTを活用した指導力の向上を図るための指導資料の作成・配布や指導的立場の教師等への研修を行うとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けたICT活用実践事例の創出及び普及を図る。
- ・多様な学習や専門性の高い授業等を実現させる観点から、遠隔教育の推進を図る。
- ・障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供に向け、障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法、教材（ICT及び補助用具を含む。）の活用について配慮するよう周知を行う。

## ○ 校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上

- ・教職員の業務負担軽減に効果的な統合型校務支援システムの整備を図るため、調達コスト及び運用コスト抑制に向け、都道府県単位での共同調達・運用を促進する。
- ・統合型校務支援システムを発展させ、成績、出欠又は学籍に関する情報等の校務情報を、学習記録データ（学習成果物等の授業・学習の記録）と有効につなげ、学びを可視化することを通じ、教師による学習指導や生徒指導等の質の向上、学級・学校運営の改善等に資するための実証研究を推進し、成果の普及に関係府省が連携して取り組む。

## ○ 学校のICT環境整備の促進

- ・「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」に基づき、学習者用コンピュータや大型提示装置、超高速インターネット、無線LANの整備など、各自治体による計画的な学校のICT環境整備の加速化を図る。あわせて、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の普及や改定など、学校における情報セキュリティの確保に取り組み、教師及び児童生徒が安心して学校でICTを活用できる環境の整備を促進する。また、地方公共団体へICT活用の専門家を派遣し、各地域におけるICT環境整備推進に向けた課題解決を支援する。
- ・私立学校については、国公立学校の状況を勘案しつつ、学校のICT環境整備の促進に取り組む。

# (参考) 新学習指導要領を踏まえた学校のICT環境整備の推進について

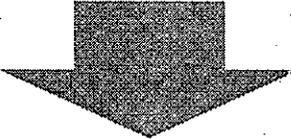
## 学習指導要領 の改訂

小・中：2017年3月  
高：2018年3月

新学習指導要領では、

- ① 小学校においてプログラミング教育を必修化するなど、**情報活用能力**を言語能力等と同様に「**学習の基盤となる資質・能力**」と位置付けるとともに、
- ② 学校において**ICT環境**を整え、それを適切に活用した**学習活動の充実**を図ることが明記。

⇒ 今後の学習活動においては、**積極的なICT活用が必須**。

- 
- 平成29年(2017年)3月に小学校及び中学校、平成30年(2018年)3月に高等学校の新学習指導要領を公示。
  - 新学習指導要領を小学校は平成32年(2020年)度、中学校は平成33年(2021年)度から全面実施。高等学校は平成34年(2022年)度から学年進行で実施。

## 整備方針の 策定

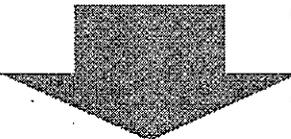
(2017年12月)

## 財源の保障

(2018~2022年度)

このため、国においては、

- ① 新学習指導要領の実施を見据え、**学校において最低限必要とされ、かつ優先的に整備すべきICT環境についての整備方針を策定し、全ての教育委員会に通知(2017年12月)**(学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備、無線LANの普通教室への100%整備等)
- ② 当該整備方針を踏まえた、**環境整備5か年計画(2018~2022年度)**に基づき、**単年度1,805億円の地方財政措置**として財源を保障。

- 
- 「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果(平成28年度)(速報値)及び平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について(通知)」(2017年12月26日付通知29文科生第607号)
  - 「平成30年度文教関係地方財政措置予定(主要事項)及び文教関係東日本大震災関連の財政措置の状況について」(2018年2月15日付事務連絡)

**各自治体においては、2020年度からの新学習指導要領の全面実施に向け、上記の整備方針及び地方財政措置を踏まえて、学校のICT環境の整備や教師のICT活用指導力の向上に万全を期していただくようお願いします。**

# 幼児教育の推進体制構築事業

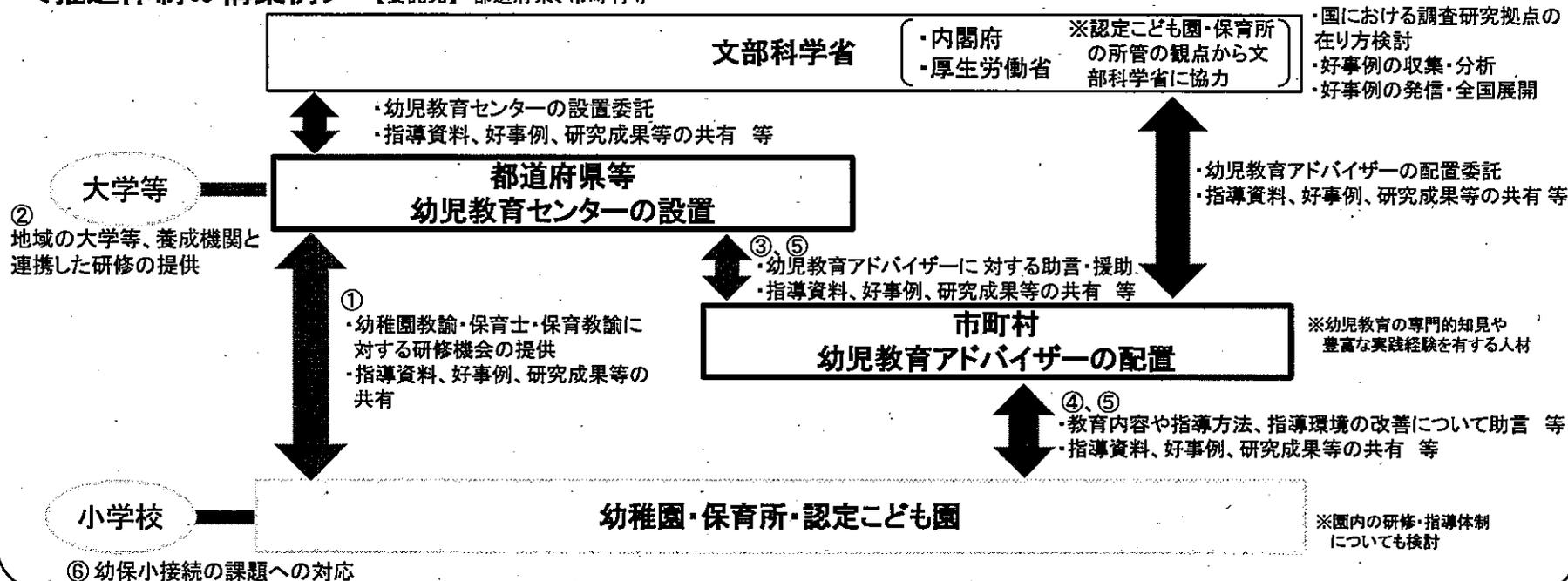
平成30年度予算額  
144百万円(183百万円)

- すべての子供に質の高い幼児教育の提供を目指す、子ども・子育て支援新制度の施行により、幼児教育の提供体制の充実が図られているところであるが、提供される幼児教育の内容面についても充実を図る必要がある。
- 幼稚園・保育所・認定こども園を通して、幼児教育の更なる質の充実を図るため、地域の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」の設置や、幼稚園・保育所・認定こども園等を巡回して助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置など、以下の課題等への効果的な対応のために適切な、地方公共団体における幼児教育の推進体制を構築するためのモデル事業を行い、好事例を収集・分析した上でその成果を全国展開する。

- ①都道府県による私立幼稚園・保育所等を含めた研修機会の提供の在り方
- ②研修の提供に当たっての大学等、地域の養成機関との連携
- ③都道府県による域内市町村に対する助言・指導の在り方
- ④市町村による域内の幼児教育施設への助言等の在り方
- ⑤助言等を行う人材の育成方法
- ⑥幼保小接続の課題へ対応するための幼児教育施設・小学校双方での対応の在り方 等

## <推進体制の構築例>

【委託先】 都道府県、市町村等



《 論点③ 教員一人一人の働き方に関する研修の実施について 》

教職員の働き方に関する研修の実施について

1 文部科学省の動き

●平成29年12月26日 文部科学大臣決定

「学校における働き方改革に関する緊急対策」(抜粋)

3 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置

(2) 教職員全体の働き方に関する意識改革

○ 学校における業務改善を図っていくためには、校長をはじめとした管理職のマネジメント能力は必要不可欠であり、教職員の組織管理や時間管理、健康安全管理等をはじめとしたマネジメント能力を養成するための研修を実施するとともに、都道府県教育委員会等の研修でも、上記観点を盛り込むよう促す。また、管理職登用の際にもそのような能力を教育委員会等は適正に評価するよう促す。

○ 管理職だけでなく、学校の教職員全体に対しても勤務時間を意識した働き方を浸透させるために、各教育委員会等において、働き方に関する必要な研修が実施されるよう促す。

●平成30年2月9日 文部科学事務次官通知

「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」(抜粋)

1 学校における業務改善

(2) 業務の役割分担・適正化を着実に実行するために教育委員会が取り組むべき方策について

⑨研修の適正化

教師の研修については、教師の資質能力の向上を図る上で大変重要であるが、都道府県と市町村の教育委員会間等で重複した内容の研修の整理・精選を行うとともに、研修報告書等についても、過度な負担とならないよう研修内容に応じて簡素化を図ること。また、実施時期の調整など工夫をすることにより、教職員がまとまった休暇を取りやすい環境にも配慮すること。

## 2 京都府における状況

### ●平成29年度「公立学校教員勤務実態調査」の集計(抜粋)

○ 全国と比較し、過労死ライン（月80時間）相当以上超過勤務者が多い（教諭）

小学校 52%（全国34%）・中学校 72%（全国58%）  
高等学校 38%・特別支援学校 31%



○ 全国と比較し、1か月の平均時間外勤務（換算）が長い（教諭の平均）

小学校 約86時間（全国 約70時間）・中学校 約105時間（全国 約93時間）  
高等学校 約71時間・特別支援学校 約60時間

○ 全国と比較し、すべての職種で時間外勤務時間が長い

（例）小学校教諭 週61時間37分：全国 週57時間25分（+4時間12分）  
中学校教諭 週66時間8分：全国 週63時間18分（+2時間50分）

○ 全国と比較し、特に土日の勤務時間が長い（1日当たり）

（例）小学校教諭 2時間30分：全国 1時間7分（+1時間23分）

中学校教諭 4時間19分：全国 3時間22分（+0時間57分）

※ 全国の数値と比較し、土日の持ち帰り残業時間は短い（1日当たり）

（例）小学校教諭 0時間18分：全国 1時間8分（-0時間50分）

中学校教諭 0時間22分：全国 1時間10分（-0時間48分）

○ 平日の勤務は、全国と比較し、授業準備の時間が長い（1日当たり）

小学校 1時間31分：全国 1時間17分（+14分）

中学校 1時間41分：全国 1時間26分（+15分）

○ 土日の勤務は、全国と比較し、小学校では授業準備や成績処理の時間、中学校では部活動や授業準備の時間が長い（1日当たり）

<小学校> 授業準備 54分：全国 13分（+41分）

成績処理 18分：全国 5分（+13分）

<中学校> 部活動 2時間55分：全国 2時間10分（+45分）

授業準備 24分：全国 13分（+11分）

○ 府立学校における土日の勤務は、高等学校では部活動や授業準備の時間、特別支援学校では授業準備や学校行事の時間が長い（1日当たり）

<高等学校> 部活動 1時間25分、授業準備 38分

<特別支援学校> 授業準備 38分、学校行事 32分

●平成30年3月6日 府教育委員会「教職員の働き方改革実行計画」(抜粋)

5 学校組織マネジメントの更なる向上

(2) 学校組織マネジメントに関する研修内容の見直し

- 校長に対する学校組織マネジメントに関する研修を一層充実します。
- 教員個々の学級経営力や生徒指導力を向上させる視点から研修プログラムを点検し、セルフマネジメントや自己健康管理の観点も意識したものとなるよう、研修内容の組替え等を実施します。



## 【参考】

### これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について(答申)の抜粋 ー学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けてー

#### 2. これからの時代の教員に求められる資質能力

- ◆ これまで教員として不易とされてきた資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力などが必要である。
- ◆ アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ICTの活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの新たな課題に対応できる力量を高めることが必要である。
- ◆ 「チーム学校」の考えの下、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力の醸成が必要である。

教員が備えるべき資質能力については、例えば使命感や責任感、教育的愛情、教科や教職に関する専門的知識、実践的指導力、総合的人間力、コミュニケーション能力等がこれまでの答申等においても繰り返し提言されてきたところである。これら教員として不易の資質能力は引き続き教員に求められる。

今後、改めて教員が高度専門職業人として認識されるために、学び続ける教員像の確立が強く求められる。このため、これからの教員には、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を、生涯にわたって高めていくことのできる力も必要とされる。

また、変化の激しい社会を生き抜いていける人材を育成していくためには、教員自身が時代や社会、環境の変化を的確につかみ取り、その時々状況に応じた適切な学びを提供していくことが求められることから、教員は、常に探究心や学び続ける意識を持つこととともに、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力を身に付けることが求められる。

さらに、子供たち一人一人がそれぞれの夢や目標の実現に向けて、自らの人生を切り開くことができるよう、これからの時代に生きる子供たちをどう育成すべきかについての目標を組織として共有し、その育成のために確固たる信念をもって取り組んでいく姿勢が必要である。

一方、学校を取り巻く課題は極めて多種多様である。いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や貧困・児童虐待などの課題を抱えた家庭への対応、キャリア教育・進路指導への対応、保護者や地域との協力関係の構築など、従来指摘されている課題に加え、さきに述べた新しい時代に必要な資質能力の育成、そのためのアクティブ・ラーニングの視点からの授業改善や道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ICT の活用、インクルーシブ教育システムの構築の理念を踏まえた、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応、学校安全への対応、幼小接続をはじめとした学校間連携等への対応など、新たな教育課題も枚挙にいとまがなく、一人の教員がかつてのように、得意科目などについて学校現場で問われる高度な専門性を持ちつつ、これら全ての課題に対応することが困難であることも事実である。

そのため、教員が上記のように新たな課題等に対応できる力量を高めていくのみならず、「チーム学校」の考え方の下、教員は多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、教員とこれらの者がチームとして組織的に諸課題に対応するとともに、保護者や地域の力を学校運営に生かしていくことも必要である。このため教員は、校内研修、校外研修など様々な研修の機会を活用したり自主的な学習を積み重ねたりしながら、学校作りのチームの一員として組織的・協働的に諸課題の解決のために取り組む専門的な力についても醸成していくことが求められる。

出典：平成 27 年 12 月 21 日「中央教育審議会答申」